

参 考 資 料

令和 3 年 3 月

市 議 会 定 例 会

目 次

	内 容	頁
議案第 8 号関係	工事請負契約の変更	1
議案第 9 号関係	寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正	3
議案第 10 号関係	寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及び寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正	5
議案第 11 号関係	寝屋川市立総合福祉センター条例の廃止	8
議案第 12 号関係	寝屋川市立児童デイサービスセンター条例の制定	9
議案第 13 号関係	寝屋川市国民健康保険条例の一部改正	11
議案第 14 号関係	寝屋川市介護保険条例の一部改正	28
議案第 15 号関係	寝屋川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正	43
議案第 16 号関係	寝屋川市保健所事務手数料条例の一部改正	45
議案第 17 号関係	寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正	57
議案第 18 号関係	寝屋川市手数料条例の一部改正	64
議案第 19 号関係	寝屋川市立公民館条例の廃止	96
議案第 28 号関係	包括外部監査契約の締結	97

内 容		頁
議案第 29 号関係	市道の廃止	102
議案第 30 号関係	市道の認定	107

(議案第 8 号関係)

工 事 請 負 契 約 の 変 更

工 事 名 都市計画道路対馬江大利線 大利橋外1橋 橋梁工事

変 更 事 項

	変 更 後	変 更 前
契約金額	金 701, 608, 600 円 (内消費税及び地方消費税 の額 63, 782, 600 円)	金 561, 993, 300 円 (内消費税及び地方消費税 の額 51, 090, 300 円)
工 期	完成 令和 4 年 7 月 31 日	完成 令和 3 年 3 月 15 日

※ 理 由

大阪府警察との協議に基づき、道路交通の安全の確保の観点から、当該工
事の施工計画を変更する必要を生じたため

[根拠法令]

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条

都市計画道路対馬江大利線 大和橋外 1 橋 橋梁工事
変更後工程表

工種名	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
全体	発注手続	発注手続	契約・着工	契約・着工	竣工													
迂回路仮橋 一式			(変更前)	(変更前)				(変更後)										
旧橋撤去 一式			(変更前)	(変更前)				(変更後)										
橋梁新設 一式						出水期												(変更後)
附帯工 一式			(変更前)	(変更前)														
旧橋撤去 一式			(変更前)	(変更前)														
橋梁新設 一式						出水期												(変更後)
附帯工 一式			(変更前)	(変更前)														

(議案第 9 号関係)

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正

1 改正理由

市長の附属機関として、「寝屋川市建築住宅賞選考委員会」を設置するため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 附属機関の設置（別表関係）

市長の附属機関として、次の委員会を設置する。

附属機関	担任事務
寝屋川市建築住宅賞選考委員会	建築住宅賞（居住環境の良好な住宅等の建築主等を表彰する賞をいう。）に係る選考についての審議に関する事務

(2) 附則

施行期日 令和3年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例

No.1

改正案		現行	
別表(第2条関係)	附属機関の属する執行機関	附属機関	担任事務
別表(第2条関係)	附属機関の属する執行機関 市長	寝屋川市総合計画審議会～寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備事業者選定委員会 寝屋川市建築住宅賞選考委員会	(略)
	教育委員会	寝屋川市校区問題審議会～寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会	(略)
別表(第2条関係)	附属機関の属する執行機関 市長及び教育委員会	寝屋川市総合計画審議会～寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備事業者選定委員会 寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会	(略)
	教育委員会	寝屋川市校区問題審議会～寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会	(略)

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(議案第 10 号関係)

寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に 関する条例及び寝屋川市職員の勤務時間 等に関する条例の一部改正

1 改正理由

「新型コロナウイルス感染症」の定義について、規定の整理を行うため、本条例等の一部を改正する。

※ 『新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律』(令和3年法律第5号)において、『新型インフルエンザ等対策特別措置法』の一部改正及び『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』の一部改正が行われ、新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等感染症」と位置付け、これらの法律に係る措置を講ずることができることとされた。

2 改正内容

- (1) 寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正〔第1条〕
寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正〔第2条〕

『寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例』附則第3項(「防疫等業務従事手当の支給対象職員及び支給額の特例」に関する規定)及び『寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例』附則第9項(「週休日及び勤務時間の割振りの特例」に関する規定)における「新型コロナウイルス感染症」の定義について、規定の整理を行う。

- (2) 附則

施行期日 公布の日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及び寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正

No. 1

1 寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例 (第 1 条関係)

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(防疫等業務従事手当の支給対象職員及び支給額の特例)</p> <p>3 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務に従事した職員には、市長の定めるところにより、当該業務に従事した日1日につき3,000円を、防疫等業務従事手当として支給する。この場合においては、第3条及び別表の規定は、適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(防疫等業務従事手当の支給対象職員及び支給額の特例)</p> <p>3 新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務に従事した職員には、市長の定めるところにより、当該業務に従事した日1日につき3,000円を、防疫等業務従事手当として支給する。この場合においては、第3条及び別表の規定は、適用しない。</p>

2 寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例（第2条関係）

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1～8（略）</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振りの特例）</p> <p>9 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）への対応に関し現に寝屋川市災害対策本部が設置されている間においては、任命権者は、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を勘案し、公務の適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、職員の週休日及び勤務時間の割振りについて、第3条の規定にかかわらず、第4条の規定の例によりこれを定めることができるものとする。</p> <p>10（略）</p>	<p>附 則</p> <p>1～8（略）</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振りの特例）</p> <p>9 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）への対応に関し現に寝屋川市災害対策本部が設置されている間においては、任命権者は、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を勘案し、公務の適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、職員の週休日及び勤務時間の割振りについて、第3条の規定にかかわらず、第4条の規定の例によりこれを定めることができるものとする。</p> <p>10（略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議案第 11 号関係)

寝屋川市立総合福祉センター条例の廃止

1 廃止理由

寝屋川市立総合福祉センター（母子福祉センター・身体障害者福祉センター・知的障害者福祉センター・児童デイサービスセンター）を、令和2年度限りで廃止することから、本条例を廃止する。

2 附則

施行期日 令和3年4月1日

備考

1 総合福祉センターに関わる母子・父子福祉及び障害者(身体障害者・知的障害者)福祉に関する事業については、現在、次のとおり実施している。

[今後＝当該事業を引き続き実施する。]

(1) 母子・父子福祉 [こども部 こどもを守る課]

- 母子・父子自立支援員等による、生活に関する相談の事業を実施している。
- 社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会に委託して、就業支援（就業相談、就業に係る講習会や情報提供等）などの事業を実施している。

(2) 障害者福祉 [福祉部 障害福祉課]

- 保健福祉センターにおいて、機能訓練及び各種教室(書道・手芸等)の事業を実施している。
- 機能訓練を行う職員等による、生活に関する相談の事業を実施している。

2 児童デイサービスセンターの事業については、現在、保健福祉センターの建物内等に当該センターの区画を設けて実施している。

[今後＝『寝屋川市立児童デイサービスセンター条例』を制定し、当該事業を引き続き実施する。]

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市立児童デイサービスセンター条例の制定

1 制定理由

寝屋川市立総合福祉センターを廃止するに当たり、引き続き、児童デイサービスセンターを設けて当該センターの事業を行うため、本条例を制定する。

2 制定内容

(1) 目的及び設置（第1条関係）

障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、適切な指導及び訓練を行い、もって障害児の福祉の増進を図るため、児童デイサービスセンターを設置する。

(2) 名称及び位置（第2条関係）

名 称 寝屋川市立児童デイサービスセンター
位 置 大阪府寝屋川市池田西町28番22号

(3) 事業（第3条関係）

「日常生活における基本的な動作の指導」、「知識技能の付与」及び「集団生活への適応訓練の実施」に関する事、その他 目的を達成するために必要な事業を行う。

(4) 施設（第4条関係）

「指導訓練室」その他の施設を置く。

(5) 利用できる者の範囲（第5条関係）

児童デイサービスセンターを利用できる者は、次に掲げる者とする。

ア 『児童福祉法』に規定する乳児又は幼児であって、次のいずれにも該当するもの及びその保護者

(ア) 寝屋川市の区域内に住所を有すること。

(イ) その保護者が『児童福祉法』に規定する通所受給者証の交付を受けていること。

(ウ) 『児童福祉法』に規定する児童福祉施設に入所していないこと。

イ アに準ずるものとして市長が適当と認める者

(6) 通所利用者負担額（第6条関係）

児童デイサービスセンターを利用する者は、通所利用者負担額を納付しなければならない。

(7) 利用の制限等（第7条関係）

市長は、児童デイサービスセンターの管理上又は公益上やむを得ない必要を生じたときは、その利用を制限し、又は退去を命ずることができる。

(8) 委任（第8条関係）

規則への委任について定める。

(9) 附則

施行期日 令和3年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市国民健康保険条例の一部改正

1 改正理由

『大阪府国民健康保険運営方針』(令和3年度から令和5年度まで)を踏まえた国民健康保険の事務の実施に関わる規定の整備を行うとともに、『国民健康保険法施行令』の改正に伴い、保険料の軽減に係る所得判定基準を改める等のため、本条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金(第11条の2関係)

「新型コロナウイルス感染症」の定義について、『新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律』(令和3年法律第5号)による『新型インフルエンザ等対策特別措置法』の一部改正に伴う規定の整理を行う。

(2) 一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定(第17条関係)

『租税特別措置法』において「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度」が創設されたことに伴い、所得割額の算定における総所得金額等の算出に関し、長期譲渡所得の金額から控除する金額について、当該特別控除の金額を追加する。

(3) 基礎賦課限度額(第19条の5関係)

基礎賦課限度額を引き上げる。(580,000円→610,000円)

(4) 介護納付金賦課限度額(第19条の10関係)

介護納付金賦課限度額を引き上げる。(160,000円→170,000円)

(5) 保険料の減額(第22条の2関係)

『国民健康保険法施行令』の改正に伴い、低所得世帯に対する保険料の賦課における被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減措置に係る所得判定基準を次のとおり改める。

ア 7割軽減に係る所得判定基準

改正前	基礎控除額33万円
改正後	基礎控除額43万円+10万円×(給与所得者等の数* - 1)

イ 5割軽減に係る所得判定基準

改正前	基礎控除額33万円+28.5万円×被保険者数
改正後	基礎控除額43万円+28.5万円×被保険者数+10万円× (給与所得者等の数* - 1)

ウ 2割軽減に係る所得判定基準

改正前	基礎控除額33万円+52万円×被保険者数
改正後	基礎控除額43万円+52万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数* - 1)

* 給与所得者等の数=世帯主及び当該世帯に属する被保険者等のうち、給与所得を有する者の数及び公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数

(6) 延滞金の割合の特例（附則第19項関係）

延滞金の割合の計算に用いる「租税特別措置法の規定により告示された割合(=財務大臣が告示する割合)」を「租税特別措置法に規定する平均貸付割合(=財務大臣が告示する割合)」に改める。〔延滞税等の割合について定める『租税特別措置法』の規定の改正に伴う規定(用語)の整理〕

(7) 一般被保険者に係る基礎賦課総額に関する第15条の3第2号ウ(ウ)及び同号エ(エ)に掲げる額の特例（附則第34項関係）

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定に当たり控除するものとされる額について、大阪府が市町村に対して交付する「大阪府国民健康保険特別会計への繰入金に係る大阪府国民健康保険保険給付費等交付金の特別交付金」の額を除いた額とする。〔激変緩和措置〕

(8) 令和3年度分の保険料率の特例（附則第35項～附則第41項関係）

令和3年度分の保険料率の特例について定める。〔激変緩和措置〕

(9) 附則

ア 施行期日 (1)・(6)以外=令和3年4月1日 (1)・(6)=公布の日

イ 経過措置

改正後の保険料に係る規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市国民健康保険条例

No.1

改正案	現行
<p>(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金) 第11条の2 給与等 (所得税法 (昭和40年法律第33号) 第28条第1項に規定する給与等をいい、健康保険法第3条第6項に規定する賞与を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができなとき (新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。次条において同じ。)に感染した場合 (発熱等の症状があり当該感染症に感染したことが疑われる場合を含む。次条において同じ。)に限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、当該被保険者が労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができな期間、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第17条 前条第1項の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法 (昭和25年法律第226号) 第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額 (同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金) 第11条の2 給与等 (所得税法 (昭和40年法律第33号) 第28条第1項に規定する給与等をいい、健康保険法第3条第6項に規定する賞与を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができなとき (新型コロナウイルス感染症 (新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) 附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう)に感染した場合 (発熱等の症状があり当該感染症に感染したことが疑われる場合を含む。次条において同じ。)に限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、当該被保険者が労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができな期間、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第17条 前条第1項の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法 (昭和25年法律第226号) 第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額 (同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に</p>

改正案	現行
<p>係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る</p>	<p>係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る</p>

改正案	現行
<p>雑所得等の金額（同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項（同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 22 条の 2 第 1 項第 1 号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項（同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。第 22 条の 2 において「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第 314 条の 2 第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第 19 条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2（略） （基礎賦課限度額）</p> <p>第 19 条の 5 第 16 条第 1 項又は第 19 条の 2 第 1 項の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 16 条第 1 項の基礎賦課額と第 19 条の 2 第 1</p>	<p>雑所得等の金額（同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項（同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 22 条の 2 第 1 項第 1 号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項（同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。第 22 条の 2 において「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第 314 条の 2 第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第 19 条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2（略） （基礎賦課限度額）</p> <p>第 19 条の 5 第 16 条第 1 項又は第 19 条の 2 第 1 項の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 16 条第 1 項の基礎賦課額と第 19 条の 2 第 1</p>

現 行	改 正 案
<p>項の基礎賦課額との合算額をいう。第 22 条及び第 22 条の 2 第 1 項において同じ。)は、<u>580,000 円</u>を超えることができな い。</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第 19 条の 10 第 19 条の 7 第 1 項の介護納付金賦課額は、<u>160,000 円</u>を超えることができな い。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第 22 条の 2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 16 条第 1 項又は第 19 条の 2 第 1 項の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定 める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が <u>580,000 円</u> を超える場合には、<u>580,000 円</u>) とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険 料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とす る。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同 一世帯所属者につき算定した地方税法第 314 条の 2 第 1 項 に規定する総所得金額 (青色専従者給与額又は事業専従者 控除額については、同法第 313 条第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定を適用せず、所得税法第 57 条第 1 項、第 3 項又 は第 4 項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並 びに他の所得と区分して計算される所得の金額 (地方税法 附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当 所得等の金額 (同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15</p>	<p>項の基礎賦課額との合算額をいう。第 22 条及び第 22 条の 2 第 1 項において同じ。)は、<u>610,000 円</u>を超えることができな い。</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第 19 条の 10 第 19 条の 7 第 1 項の介護納付金賦課額は、<u>170,000 円</u>を超えることができな い。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第 22 条の 2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 16 条第 1 項又は第 19 条の 2 第 1 項の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定 める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が <u>610,000 円</u> を超える場合には、<u>610,000 円</u>) とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険 料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とす る。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同 一世帯所属者につき算定した地方税法第 314 条の 2 第 1 項 に規定する総所得金額 (青色専従者給与額又は事業専従者 控除額については、同法第 313 条第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定を適用せず、所得税法第 57 条第 1 項、第 3 項又 は第 4 項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並 びに他の所得と区分して計算される所得の金額 (地方税法 附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当 所得等の金額 (同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15</p>

改 正 案	現 行
<p>項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額 (同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額 (同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、<u>同条第 4 項</u> に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が<u>地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額 (世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世</u></p>	<p>項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額 (同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額 (同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が<u>地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額</u></p>

現 行	改 正 案
<p>_____を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該 年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とさ れるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した 額</p>	<p>帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。） のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定す る総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給 与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控 除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が 550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号におい て同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年 中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に 係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る 所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控 除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金 等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以 上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000 円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除 く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者 等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第 314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等 の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加 えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該 年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とさ れるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した 額</p>

改正案	現行
<p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に285,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外のもの</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額(世帯主のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に520,000</p>	<p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額</p> <p>に285,000円</p> <p>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外のもの</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額</p> <p>に520,000</p>

改正案	現行
<p>円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所屬者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前1号に該当する者以外のもの</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条第1項又は第19条の2第1項」とあるのは「第19条の5の3第1項又は第19条の5の6」と、「<u>610,000円</u>を超える場合には、<u>610,000円</u>とあるのは「190,000円を超える場合には、<u>190,000円</u>」と、第2項中「第19条第2項」とあるのは「第19条の5の5第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第16条第1項又は第19条の2第1項」とあるのは「第19条の7第1項」と、</p>	<p>円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所屬者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前1号に該当する者以外のもの</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条第1項又は第19条の2第1項」とあるのは「第19条の5の3第1項又は第19条の5の6」と、「<u>580,000円</u>を超える場合には、<u>580,000円</u>とあるのは「190,000円を超える場合には、<u>190,000円</u>」と、第2項中「第19条第2項」とあるのは「第19条の5の5第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第16条第1項又は第19条の2第1項」とあるのは「第19条の7第1項」と、</p>

改正案	現行
<p>「<u>610,000 円</u>を超える場合には、<u>610,000 円</u>」とあるのは 「<u>170,000 円</u>を超える場合には、<u>170,000 円</u>」と、第2項中 「第19条第2項」とあるのは「第19条の9第2項」と読み 替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 (略)</p> <p>(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)</p> <p>8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは 特定同一世帯所屬者が、前年中に所得税法第35条第3項に 規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」と いう。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年 齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場 合における第22条の2第1項第1号の適用については、同 号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額(」とある のは「第314条の2第1項に規定する総所得金額(所得税法 第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、 同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から150,000 円を控除した金額によるものとし、」と、「同法」とあるのは 「<u>地方税法</u>」と、「<u>1,100,000 円</u>」とあるのは「<u>1,250,000 円</u>」とする。</p> <p>9～18 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>19 当分の間、第28条第1項に規定する延滞金の年14.6パー</p>	<p>「<u>580,000 円</u>を超える場合には、<u>580,000 円</u>」とあるのは 「<u>160,000 円</u>を超える場合には、<u>160,000 円</u>」と、第2項中 「第19条第2項」とあるのは「第19条の9第2項」と読み 替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 (略)</p> <p>(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)</p> <p>8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは 特定同一世帯所屬者が、前年中に所得税法第35条第3項に 規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」と いう。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年 齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場 合における第22条の2第1項第1号の適用については、同 号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額(」とある のは「第314条の2第1項に規定する総所得金額(所得税法 第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、 同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から150,000 円を控除した金額によるものとし、」と、「同法」とあるのは 「<u>地方税法</u>」と <u>する。</u></p> <p>9～18 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>19 当分の間、第28条第1項に規定する延滞金の年14.6パー</p>

改 正 案	現 行
<p>セントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年</p> <p>中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつてはその年 における延滞金特例基準割合に 年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。</p> <p><u>（第 15 条の 3 第 2 号ウ（ウ）及び同号エ（エ）に掲げる額の特例）</u></p> <p><u>34 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 15 条の 3 の規定の適用に当たっては、同条第 2 号ウ（ウ）に掲げる額及び同号エ（エ）に掲げる額は、保険料の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保を目的として大阪府国民健康保険保険給付費等交付金条例（平成 29 年大阪府条例第 99 号）第 3 条第 2 号の規定により交付される額を除いた額とする。</u></p> <p><u>（令和 3 年度分の保険料率の特例）</u></p> <p><u>35 令和 3 年度分の一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料</u></p>	<p>セントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>率は、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の 1,000 分の 487 に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（令第 29 条の 7 第 2 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、法施行規則第 32 条の 9 に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</u></p> <p>(2) <u>被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の 1,000 分の 346 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</u></p> <p>(3) <u>世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</u></p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の 1,000 分の 167 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数との合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯 アに定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アに定める額に 4 分の 3 を乗じて得た額</p>	

改 正 案	現 行
<p>36 <u>令和3年度分の退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定及び被保険者均等割額に関する第19条の3及び第19条の4の規定の適用については、第19条の3中「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「<u>附則第35項第1号に掲げる所得割の保険料率</u>」と、第19条の4中「<u>市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</u>」とあるのは「<u>附則第35項第2号に掲げる額</u>」とする。</u></p> <p>37 <u>令和3年度分の退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額については、第19条の4の2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 附則第35項第3号アに定める額</u></p> <p>(2) <u>退職被保険者特定世帯 前号に定める額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p>(3) <u>退職被保険者特定継続世帯 第1号に定める額に4分の3を乗じて得た額</u></p> <p>38 <u>令和3年度分の一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、第19条の5の5の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の1,000分の487に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>金額等(令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合 合にあつては、法施行規則第32条の9の2に規定する方法 により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の1,000 分の346に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案し て算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応 じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係 る後期高齢者支援金等賦課総額の1,000分の167に相当 する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各 年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案し て算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た 数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計 数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯 アに定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た 額</p> <p>39 令和3年度分の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金 等賦課額の所得割額の算定及び被保険者均等割額に関する 第19条の5の7及び第19条の5の8の規定の適用について は、第19条の5の7中「市町村標準保険料率のうち、後期</p>	

改 正 案	現 行
<p>高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「<u>附則第38項第1号に掲げる所得割の保険料率</u>」と、<u>第19条の5の8中「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「附則第38項第2号に掲げる額」とする。</u></p> <p>40 <u>令和3年度分の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額については、第19条の5の9の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 附則第38項第3号アに定める額</u></p> <p>(2) <u>退職被保険者特定世帯 前号に定める額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p>(3) <u>退職被保険者特定継続世帯 第1号に定める額に4分の3を乗じて得た額</u></p> <p>41 <u>令和3年度分の介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、第19条の9の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>所得割 介護納付金賦課総額の1,000分の487に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>た数</p> <p>(2) <u>被保険者均等割 介護納付金賦課総額の1,000分の513に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</u></p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び附則第19項の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の寝屋川市国民健康保険条例(以下「新条例」という。)第17条第1項、第19条の5、第19条の10並びに第22条の2第1項、第3項及び第4項並びに附則第8項及び第35項から第41項までの規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度の保険料については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例附則第19項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</p>	

寝屋川市介護保険条例の一部改正

1 改正理由

介護保険の保険料率の改定等を行い、併せて、所得の低い第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る保険料率を定める等のため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 保険料率 (第5条関係) (【参考】参照)

ア 第1号被保険者の保険料率の改定等を行う。

イ 所得の低い第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る保険料率を定める。

(2) 延滞金の利率の特例 (附則第9条関係)

延滞金の利率の計算に用いる「租税特別措置法の規定により告示された割合 (=財務大臣が告示する割合)」を「租税特別措置法に規定する平均貸付割合 (=財務大臣が告示する割合)」に改める。〔延滞税等の割合について定める『租税特別措置法』の規定の改正に伴う規定 (用語) の整理〕

(3) 保険料の減免の特例 (附則第11条関係)

「新型コロナウイルス感染症」の定義について、『新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律』(令和3年法律第5号)による『新型インフルエンザ等対策特別措置法』の一部改正に伴う規定の整理を行う。

(4) 令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例 (附則第12条関係)

令和3年度から令和5年度までにおける第1号被保険者の保険料率に係る所得の額の算定における給与所得及び公的年金等を有する第1号被保険者の合計所得金額の計算に当たり、給与所得及び公的年金等の金額の合計額から10万円を控除する。

(5) 附則

ア 施行期日 (1)・(4)=令和3年4月1日 (2)・(3)=公布の日

イ 経過措置

(1)による改正後の保険料率の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

【参考】

第1号被保険者の保険料率

改 正 案		現 行	
所得段階	第1号被保険者の区分	所得段階	第1号被保険者の区分
第1段階	1 老齢福祉年金受給権者であり、市民税世帯非課税者 2 生活保護の被保護者 3 市民税世帯非課税者であって、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下であり、1・2に該当しない者	第1段階 第1段階	第1号被保険者の区分 同 左
第2段階	市民税世帯非課税者であって、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が120万円以下であり、第1段階に該当しない者	第2段階	同 左
第3段階	市民税世帯非課税者であり、第1段階及び第2段階に該当しない者	第3段階	同 左
		保険料率(年額) ○ <u>38,340円</u> ○ 令和元年度 27,940円 ○ 令和2年度 22,350円 ○ 令和3年度 ○ ~令和5年度 <u>23,000円</u>	保険料率(年額) ○ <u>37,260円</u> ○ 令和元年度 27,940円 ○ 令和2年度 22,350円
		49,840円 ○ 令和元年度 39,120円 ○ 令和2年度 29,800円 ○ 令和3年度 ○ ~令和5年度 <u>30,670円</u>	48,430円 ○ 令和元年度 39,120円 ○ 令和2年度 29,800円
		57,510円 ○ 令和元年度 54,020円 ○ 令和2年度 52,160円 ○ 令和3年度 ○ ~令和5年度 <u>53,670円</u>	55,890円 ○ 令和元年度 54,020円 ○ 令和2年度 52,160円

第4段階	同じ世帯に市民税課税者がいるが本人は市民税非課税者であり、かつ、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の者	69,010円	第4段階	同 左	67,060円
第5段階	同じ世帯に市民税課税者がいるが本人は市民税非課税者であり、かつ、第1段階～第4段階に該当しない者	76,680円	第5段階	同 左	74,520円
第6段階	市民税課税者であり、かつ、前年の合計所得金額が120万円未満で、第1段階～第5段階に該当しない者	92,010円	第6段階	同 左	89,420円
第7段階	市民税課税者であり、かつ、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満で、第1段階～第6段階に該当しない者	99,680円	第7段階	同 左	96,870円
第8段階	市民税課税者であり、かつ、前年の合計所得金額が200万円以上210万円未満で、第1段階～第7段階に該当しない者	113,100円	第8段階	市民税課税者であり、かつ、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満で、第1段階～第7段階に該当しない者	111,780円
第9段階	市民税課税者であり、かつ、前年の合計所得金額が210万円以上300万円未満で、第1段階～第8段階に該当しない者	115,020円			

第10段階	市民税課税者であり、かつ、前年の合計所得金額が <u>300万円以上320万円未満</u> で、第1段階～第9段階に該当しない者	<u>128,430円</u>	第9段階	市民税課税者であり、かつ、前年の合計所得金額が <u>300万円以上400万円未満</u> で、第1段階～第8段階に該当しない者	<u>126,680円</u>
第11段階	市民税課税者であり、かつ、前年の合計所得金額が <u>320万円以上400万円未満</u> で、第1段階～第10段階に該当しない者	<u>130,350円</u>	第10段階	市民税課税者であり、かつ、前年の合計所得金額が <u>400万円以上500万円未満</u> で、第1段階～第9段階に該当しない者	<u>137,860円</u>
第12段階	市民税課税者であり、かつ、前年の合計所得金額が <u>400万円以上500万円未満</u> で、第1段階～第11段階に該当しない者	<u>141,850円</u>	第11段階	市民税課税者であり、かつ、前年の合計所得金額が <u>500万円以上600万円未満</u> で、第1段階～第10段階に該当しない者	<u>149,040円</u>
第13段階	市民税課税者であり、かつ、前年の合計所得金額が <u>500万円以上600万円未満</u> で、第1段階～第12段階に該当しない者	<u>153,360円</u>	第12段階	市民税課税者であり、かつ、前年の合計所得金額が <u>600万円以上700万円未満</u> で、第1段階～第11段階に該当しない者	<u>160,210円</u>
第14段階	市民税課税者であり、かつ、前年の合計所得金額が <u>600万円以上700万円未満</u> で、第1段階～第13段階に該当しない者	<u>164,860円</u>	第13段階	市民税課税者であり、かつ、前年の合計所得金額が <u>700万円以上800万円未満</u> で、第1段階～第12段階に該当しない者	<u>171,390円</u>

第16段階	市民税課税者であり、かつ、前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満で、第1段階～第15段階に該当しない者	187,860円	第14段階	第1段階～第13段階のいずれにも該当しない者	182,570円
第17段階	市民税課税者であり、かつ、前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満で、第1段階～第16段階に該当しない者	199,360円			
第18段階	第1段階～第17段階のいずれにも該当しない者	210,870円			

寝屋川市介護保険条例

No. 1

改正案	現行
<p>(保険料率) 第5条 (略)</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>38,340円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>49,840円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>57,510円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>69,010円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>76,680円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>92,010円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には零とする。以下同じ。)が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による</p>	<p>(保険料率) 第5条 (略)</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>37,260円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>48,430円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>55,890円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>67,060円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>74,520円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>89,420円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による</p>

改正案	現行
<p>額を適用されたならば同法第2条の保護（以下「保護」という。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）</p> <p>ア 次のいずれかにかに該当する者 <u>99,680円</u></p> <p>ア（略）</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかにかに該当する者 <u>113,100円</u></p> <p>ア 合計所得金額が2,000,000円以上<u>2,100,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）</p>	<p>額を適用されたならば同法第2条の保護（以下「保護」という。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかにかに該当する者 <u>96,870円</u></p> <p>ア（略）</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかにかに該当する者 <u>111,780円</u></p> <p>ア 合計所得金額が2,000,000円以上<u>3,000,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p>

改正案	現行
<p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>115,020円</u></p> <p>ア 合計所得金額が <u>2,100,000円以上3,000,000円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>128,430円</u></p> <p>ア 合計所得金額が <u>3,000,000円以上3,200,000円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>130,350円</u></p> <p>ア 合計所得金額が <u>3,200,000円以上4,000,000円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要とする者を除く。)</p>	<p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>126,680円</u></p> <p>ア 合計所得金額が <u>3,000,000円以上4,000,000円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>137,860円</u></p> <p>ア 合計所得金額が <u>4,000,000円以上5,000,000円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>149,040円</u></p> <p>ア 合計所得金額が <u>5,000,000円以上6,000,000円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要とする者を除く。)</p>

改正案	現行
<p>としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>141,850円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>4,000,000円以上5,000,000円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>153,360円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>5,000,000円以上6,000,000円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>164,860円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>6,000,000円以上7,000,000円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>	<p>としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>160,210円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>6,000,000円以上7,000,000円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>171,390円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>7,000,000円以上8,000,000円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)</p> <p>に該当する者を除く。)</p>

改 正 案	現 行
<p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者 176,360 円</p> <p>ア <u>合計所得金額が7,000,000円以上8,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第17号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(16) 次のいずれかに該当する者 187,860 円</p> <p>ア <u>合計所得金額が8,000,000円以上9,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(17) 次のいずれかに該当する者 199,360 円</p> <p>ア <u>合計所得金額が9,000,000円以上10,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</u></p>	

改正案	現行
<p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p>(18) <u>前各号のいずれにも該当しない者 210,870円</u></p>	<p>(14) <u>前各号のいずれにも該当しない者 182,570円</u></p> <p>2. <u>前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,530円とする。</u></p> <p><u>3～8（略）</u></p>
<p><u>2～7（略）</u></p> <p>8. <u>第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,000円とする。</u></p> <p>9. <u>第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,670円とする。</u></p> <p>10. <u>第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、53,670円とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>(延滞金の利率の特例)</p> <p>第9条 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合</p>
<p>附 則</p> <p>(延滞金の利率の特例)</p> <p>第9条 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合</p>	<p>附 則</p> <p>(延滞金の利率の特例)</p> <p>第9条 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に</p>

改 正 案	現 行
<p>(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年</p> <p>中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年</p> <p>における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>(保険料の減免の特例)</p> <p>第11条 市長は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者について収入の減少であって市長が定める事実があったことその他これに類する事実がある者に対し、第1号被保険者の保険料(普通徴収の方法により徴収する保険料)にあっては納期の末日が、特別徴収の方法により徴収する保険料にあっては特別徴収対象年金給付(法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。)の支払日が、令和2年2月</p>	<p>租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>(保険料の減免の特例)</p> <p>第11条 市長は、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者について収入の減少であって市長が定める事実があったことその他これに類する事実がある者に対し、第1号被保険者の保険料(普通徴収の方法により徴収する保険料)にあっては納期の末日が、特別徴収の方法により徴収する保険料にあっては特別徴収対象年金給付(法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。)の支払日が、令和2年2月</p>

改 正 案	現 行
<p>1日から令和3年3月31日までの間にある保険料に限るものとし、規則で定める保険料を除く。)を減免することができる。この場合において、当該保険料の減免を受けようとする者は、市長が定める日までに、第12条第2項の規定の例によりその申請をしなければならぬ。</p> <p>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>第12条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとし、租税特別措置法」とする。</p>	<p>1日から令和3年3月31日までの間にある保険料に限るものとし、規則で定める保険料を除く。)を減免することができる。この場合において、当該保険料の減免を受けようとする者は、市長が定める日までに、第12条第2項の規定の例によりその申請をしなければならぬ。</p>

改 正 案	現 行
<p>2 <u>前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の改正規定及び附則第11条の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の寝屋川市介護保険条例（以下「新条例」という。）第5条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例附則第9条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</p>	

(議案第 15 号関係)

寝屋川市後期高齢者医療に関する条例の 一部改正

1 改正理由

延滞税等の割合について定める『租税特別措置法』の規定の改正に伴い、後期高齢者医療の保険料に係る延滞金の利率に関する規定(用語)の整理を行うため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 延滞金の利率の特例(附則第2条関係)

延滞金の利率の計算に用いる「租税特別措置法の規定により告示された割合(=財務大臣が告示する割合)」を「租税特別措置法に規定する平均貸付割合(=財務大臣が告示する割合)」に改める。〔延滞税等の割合について定める『租税特別措置法』の規定の改正に伴う規定(用語)の整理〕

(2) 附則

施行期日 公布の日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市後期高齢者医療に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>附 則 (延滞金の利率の特例) 第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては<u>その年</u>における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の寝屋川市後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (延滞金の利率の特例) 第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>

寝屋川市保健所事務手数料条例の一部改正

1 改正理由

『食品衛生法』及び『食品衛生法施行令』の改正により、営業許可に係る業種の見直しが行われたことに伴い、それぞれの営業(業種)について「営業許可に係る手数料」を定めるほか、『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律』及び『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令』の改正に伴い、これらの法令の引用条項に関する規定の整理を行う等のため、本条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

(1) 手数料を徴収する事務及び手数料の額

ア 食品衛生法に関する事務(別表第1関係)

『食品衛生法』及び『食品衛生法施行令』の改正により、公衆衛生の見地から都道府県がその施設についての基準を定めなければならないこととされた営業に関し、当該営業(業種)〔飲食店営業、食肉販売業など32の営業)ごとに、「営業許可に係る手数料」を定める。

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務(別表第16関係)

引用する『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律』及び『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令』の条項を改める。

(2) 附則

ア 施行期日 (1)ア=令和3年6月1日 (1)イ=令和3年8月1日

イ 経過措置

「営業許可に係る手数料」についての経過措置を定める。

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市保健所事務手数料条例

No. 1

改正案		現行	
<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 別表第1から別表第22までの区分の欄に掲げる事務については、これらの表の金額の欄に定める額の手数料を、申請をする者から徴収する。</p> <p>別表第1 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下この表において「法」という。)に関する事務</p> <p>【別紙 改正案】(49ページ～53ページ)</p> <p>別表第16 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下この表において「法」という。)に関する事務</p>		<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 別表第1から別表第23までの区分の欄に掲げる事務については、これらの表の金額の欄に定める額の手数料を、申請をする者から徴収する。</p> <p>別表第1 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下この表において「法」という。)に関する事務</p> <p>【別紙 現行】(54ページ～56ページ)</p> <p>別表第16 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下この表において「法」という。)に関する事務</p>	
項	区分	区分	金額
1～3	(略)	(略)	(略)
4	法第12条第4項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	法第12条第2項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき4,000円
5	(略)	(略)	(略)
6	法第13条第4項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	法第13条第3項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき5,600円
7	(略)	(略)	(略)

改正案		現行	
8	法第14条第15項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の一部変更の承認の申請に対する審査 (略)	8	法第14条第13項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の一部変更の承認の申請に対する審査 (略)
9~11	(略)	9~11	(略)
12	法第39条第6項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	12	法第39条第4項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査
13	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下この表において「政令」という。)第2条の3第1項の規定による薬局開設の許可証の書換え交付	13	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下この表において「政令」という。)第1条の5第1項の規定による薬局開設の許可証の書換え交付
14	政令第2条の4第1項の規定による薬局開設の許可証の再交付 (略)	14	政令第1条の6第1項の規定による薬局開設の許可証の再交付 (略)
15~22	(略)	15~22	(略)

別表第21 大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例(昭和59年大阪府条例第44号)に関する事務

改正案	現行				
<p>別表第 21・別表第 22 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。ただし、別表第 16 の改正規定は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元政令第 123 号。以下「改正政令」という。)附則第 2 条第 1 項又は第 2 項の規定によりなお従前の例により営業を行うことがでさる者が、この条例の施行の日以後当該営業について最初に行う食品衛生法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 46 号)第 2 条の規定による改正後の食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 55 条第 1 項の許可の申請(改正政令第 1 条の規定による改正後の食品衛生法施行令(昭和 28 年政令第 229 号)第 35 条第 26 号及び第 28 号の営業の許可の申請を除く。)に係る手数料については、この条例による改正後の寝屋川市保健所事務手数料条例別表第 1 の更新等の場合の規定を適用する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="311 548 351 1108">区 分</th> <th data-bbox="311 179 351 548">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="351 548 502 1108">大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例第 3 条第 1 項の規定によるふぐ処理業の許可の申請に対する審査</td> <td data-bbox="351 179 502 548">1 件につき 6,600 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 22・別表第 23 (略)</p>	区 分	金 額	大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例第 3 条第 1 項の規定によるふぐ処理業の許可の申請に対する審査	1 件につき 6,600 円
区 分	金 額				
大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例第 3 条第 1 項の規定によるふぐ処理業の許可の申請に対する審査	1 件につき 6,600 円				

【別紙 改正案】

別表第1 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この表において「法」という。）に関する事務

項	区 分	金 額
1	法第55条第1項の規定による飲食店営業の許可の申請に対する審査	新規の場合 営業を露店（出店の都度組み立てる組立式店舗又は屋台等をいう。以下同じ。）により行う場合にあっては1件につき8,000円、それ以外の場合にあっては1件につき16,000円
		更新等の場合 営業を露店により行う場合にあっては1件につき6,400円、それ以外の場合にあっては1件につき12,800円
2	法第55条第1項の規定による調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	新規の場合 1件につき9,600円
		更新等の場合 1件につき7,600円
3	法第55条第1項の規定による食肉販売業の許可の申請に対する審査	新規の場合 1件につき9,600円
		更新等の場合 1件につき7,600円
4	法第55条第1項の規定による魚介類販売業の許可の申請に対する審査	新規の場合 1件につき9,600円
		更新等の場合 1件につき7,600円

5	法第 55 条第 1 項の規定による魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1 件につき 21,000 円
		更新等の場合	1 件につき 16,800 円
6	法第 55 条第 1 項の規定による集乳業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1 件につき 9,600 円
		更新等の場合	1 件につき 7,600 円
7	法第 55 条第 1 項の規定による乳処理業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1 件につき 21,000 円
		更新等の場合	1 件につき 16,800 円
8	法第 55 条第 1 項の規定による特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1 件につき 21,000 円
		更新等の場合	1 件につき 16,800 円
9	法第 55 条第 1 項の規定による食肉処理業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1 件につき 21,000 円
		更新等の場合	1 件につき 16,800 円
10	法第 55 条第 1 項の規定による食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1 件につき 21,000 円
		更新等の場合	1 件につき 16,800 円
11	法第 55 条第 1 項の規定による菓子製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1 件につき 14,000 円
		更新等の場合	1 件につき 11,200 円

12	法第 55 条第 1 項の規定によるアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1 件につき 14,000 円
		更新等の場合	1 件につき 11,200 円
13	法第 55 条第 1 項の規定による乳製品製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1 件につき 21,000 円
		更新等の場合	1 件につき 16,800 円
14	法第 55 条第 1 項の規定による清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1 件につき 21,000 円
		更新等の場合	1 件につき 16,800 円
15	法第 55 条第 1 項の規定による食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1 件につき 21,000 円
		更新等の場合	1 件につき 16,800 円
16	法第 55 条第 1 項の規定による水産製品製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1 件につき 16,000 円
		更新等の場合	1 件につき 12,800 円
17	法第 55 条第 1 項の規定による冰雪製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1 件につき 21,000 円
		更新等の場合	1 件につき 16,800 円
18	法第 55 条第 1 項の規定による液卵製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1 件につき 21,000 円
		更新等の場合	1 件につき 16,800 円

19	法第 55 条第 1 項の規定による食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1 件につき 21,000 円
		更新等の場合	1 件につき 16,800 円
20	法第 55 条第 1 項の規定によるみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1 件につき 16,000 円
		更新等の場合	1 件につき 12,800 円
21	法第 55 条第 1 項の規定による酒類製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1 件につき 16,000 円
		更新等の場合	1 件につき 12,800 円
22	法第 55 条第 1 項の規定による豆腐製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1 件につき 14,000 円
		更新等の場合	1 件につき 11,200 円
23	法第 55 条第 1 項の規定による納豆製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1 件につき 14,000 円
		更新等の場合	1 件につき 11,200 円
24	法第 55 条第 1 項の規定による麺類製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1 件につき 14,000 円
		更新等の場合	1 件につき 11,200 円
25	法第 55 条第 1 項の規定によるそうざい製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1 件につき 21,000 円
		更新等の場合	1 件につき 16,800 円

26	法第 55 条第 1 項の規定による複合型そ うざい製造業の許可の申請に対する審 査	新規の場 合	1 件につき 21,000 円
		更新等 の場合	1 件につき 16,800 円
27	法第 55 条第 1 項の規定による冷凍食品 製造業の許可の申請に対する審査	新規の場 合	1 件につき 21,000 円
		更新等 の場合	1 件につき 16,800 円
28	法第 55 条第 1 項の規定による複合型冷 凍食品製造業の許可の申請に対する審 査	新規の場 合	1 件につき 21,000 円
		更新等 の場合	1 件につき 16,800 円
29	法第 55 条第 1 項の規定による漬物製造 業の許可の申請に対する審査	新規の場 合	1 件につき 14,000 円
		更新等 の場合	1 件につき 11,200 円
30	法第 55 条第 1 項の規定による密封包装 食品製造業の許可の申請に対する審査	新規の場 合	1 件につき 21,000 円
		更新等 の場合	1 件につき 16,800 円
31	法第 55 条第 1 項の規定による食品の小 分け業の許可の申請に対する審査	新規の場 合	1 件につき 14,000 円
		更新等 の場合	1 件につき 11,200 円
32	法第 55 条第 1 項の規定による添加物製 造業の許可の申請に対する審査	新規の場 合	1 件につき 21,000 円
		更新等 の場合	1 件につき 16,800 円

備考 「更新等の場合」には、許可営業者から当該営業を譲り受けた場合であ
って、営業施設の構造及び設備に変更がないときを含むものとする。

【別紙 現行】

別表第1 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この表において「法」という。）に関する事務

項	区 分	金 額
1	法第52条第1項の規定による飲食店 営業の許可の申請に対する審査	露店 1件につき8,000円
		露店以外 1件につき16,000円
2	法第52条第1項の規定による喫茶店 営業の許可の申請に対する審査	露店 1件につき6,700円
		露店以外 1件につき9,600円
3	法第52条第1項の規定による菓子製 造業の許可の申請に対する審査	露店 1件につき7,600円
		露店以外 1件につき14,000円
4	法第52条第1項の規定によるあん類製造業の許 可の申請に対する審査	1件につき14,000円
5	法第52条第1項の規定によるアイスクリーム類 製造業の許可の申請に対する審査	1件につき14,000円
6	法第52条第1項の規定による乳処理業の許可の 申請に対する審査	1件につき21,000円
7	法第52条第1項の規定による特別牛乳搾取処理 業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
8	法第52条第1項の規定による乳製品製造業の許 可の申請に対する審査	1件につき21,000円
9	法第52条第1項の規定による集乳業の許可の申 請に対する審査	1件につき9,600円
10	法第52条第1項の規定による乳類販売業の許可 の申請に対する審査	1件につき9,600円
11	法第52条第1項の規定による食肉処理業の許可 の申請に対する審査	1件につき21,000円

12	法第 52 条第 1 項の規定による食肉販売業の許可の申請に対する審査	1 件につき 9,600 円
13	法第 52 条第 1 項の規定による食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき 21,000 円
14	法第 52 条第 1 項の規定による魚介類販売業の許可の申請に対する審査	1 件につき 9,600 円
15	法第 52 条第 1 項の規定による魚介類せり売営業の許可の申請に対する審査	1 件につき 21,000 円
16	法第 52 条第 1 項の規定による魚肉ねり製品製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき 16,000 円
17	法第 52 条第 1 項の規定による食品の冷凍又は冷蔵業の許可の申請に対する審査	1 件につき 21,000 円
18	法第 52 条第 1 項の規定による食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	1 件につき 21,000 円
19	法第 52 条第 1 項の規定による清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき 21,000 円
20	法第 52 条第 1 項の規定による乳酸菌飲料製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき 14,000 円
21	法第 52 条第 1 項の規定による冰雪製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき 21,000 円
22	法第 52 条第 1 項の規定による冰雪販売業の許可の申請に対する審査	1 件につき 14,000 円
23	法第 52 条第 1 項の規定による食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき 21,000 円
24	法第 52 条第 1 項の規定によるマーガリン又はショートニング製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき 21,000 円

25	法第 52 条第 1 項の規定によるみそ製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき 16,000 円
26	法第 52 条第 1 項の規定による ^{しじょう} 醤油製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき 16,000 円
27	法第 52 条第 1 項の規定によるソース類製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき 16,000 円
28	法第 52 条第 1 項の規定による酒類製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき 16,000 円
29	法第 52 条第 1 項の規定による豆腐製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき 14,000 円
30	法第 52 条第 1 項の規定による納豆製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき 14,000 円
31	法第 52 条第 1 項の規定によるめん類製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき 14,000 円
32	法第 52 条第 1 項の規定によるそうざい製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき 21,000 円
33	法第 52 条第 1 項の規定による缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき 21,000 円
34	法第 52 条第 1 項の規定による添加物製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき 21,000 円

備考

- 1 この表において「露店」とは、出店の都度組み立てる組立式店舗又は屋台等をいう。
- 2 営業の許可を受けた者が当該許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合又は営業の許可を受けた者から当該営業を譲り受けた場合であって、営業設備の構造に変更がないときの手数料の額は、この表に定める額の 10 分の 8 に相当する額とする。

(議案第 17 号関係)

寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正

1 改正理由

『建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律』[建築物省エネ法]の改正に伴い、「建築物に関する完了検査に係る手数料」の見直しを行うため、本条例の一部を改正する。

※ 『建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律』の改正 (関係部分)

建築物エネルギー消費性能基準〔建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する基準(経済産業省令・国土交通省令で定める基準)〕への適合義務の対象となる建築物〔特定建築物〕の範囲を、非住宅部分の規模が政令で定める規模(延べ面積が300㎡)以上である建築物に拡大することとされた。(改正前=延べ面積が2,000㎡以上である大規模な建築物)

2 主な改正内容

(1) 手数料の徴収 (第5条関係)

『建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律』の改正による“特定建築物の範囲の拡大”を受け、特定建築物の規模及び用途に応じた「建築物に関する完了検査に係る手数料」を定める。

(2) 附則

ア 施行期日 令和3年4月1日

イ 経過措置

改正後の規定は、施行期日以後における当該検査の申請等に係る手数料について適用する。

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市建築基準法施行条例

No.1

改正案	現行
<p>(手数料の徴収) 第5条(略) 2(略) (1)~(4)(略) (5) 法第7条第1項の規定による申請に対する完了検査(当該完了検査に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。)第11条第1項に規定する特定建築行為(建築物省エネルギー法附則第3条第1項の特定増改築を除く。以下同じ。)である場合に限る。)又は法第18条第16項の規定による通知(当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する特定建築行為である場合に限る。)に対する完了検査1件につき、第1号又は第2号の手数料のほか、建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する特定建築物ごとに次の表の左欄に掲げる額に右欄に定める額</p> <p>【別紙 改正案】(61ページ・62ページ)</p> <p>3 法第7条の3第2項の規定による申請に対する中間検査又は法第18条第19項の規定による通知に対する中間検査(計画の通知以外のもの、指定確認検査機関が行うものを除く。)については、1件につき、次の表の左欄に掲げる床面</p>	<p>(手数料の徴収) 第5条(略) 2(略) (1)~(4)(略) (5) 法第7条第1項の規定による申請に対する完了検査(当該完了検査に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。)第11条第1項に規定する特定建築行為(建築物省エネルギー法附則第3条第1項の特定増改築を除く。以下同じ。)である場合に限る。)又は法第18条第16項の規定による通知(当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する特定建築行為である場合に限る。)に対する完了検査1件につき、第1号又は第2号の手数料のほか、建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する特定建築物ごとに次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表の右欄に定める額</p> <p>【別紙 現行】(63ページ)</p> <p>3 法第7条の3第2項の規定による申請に対する中間検査又は法第18条第17項の規定による通知に対する中間検査(計画の通知以外のもの、指定確認検査機関が行うものを除く。)については、1件につき、次の表の左欄に掲げる床面</p>

改正案		現行	
積の合計の区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を、申請者から徴収する。		積の合計の区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を、申請者から徴収する。	
(略)		(略)	
4 (略)		4 (略)	
5 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第1項各号に掲げる書類の写しの交付については、1通につき400円の手数料を、申請者から徴収する。		5 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第1項各号に掲げる書類の写しの交付については、1通につき400円の手数料を、申請者から徴収する。	
6 (略)		6 (略)	
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）	
項	手数料を徴収する事務	項	手数料を徴収する事務
1	法第7条の6第1項第1号又は第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）及び第18条第24項第1号又は第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定の申請に対する審査	1	法第7条の6第1項第1号又は第2号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）及び第18条第24項第1号又は第2号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定の申請に対する審査
2～32 (略)	(略)	2～32 (略)	(略)
附則 (施行期日) 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 (経過措置)			

改正案	現行
2 この条例による改正後の寝屋川市建築基準法施行条例第5条第2項第5号の規定は、この条例の施行の日以後における同号に規定する申請又は通知に係る手数料について適用し、同日前における申請又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。	

【別紙 改正案】

区 分		金 額
床面積の合計	建築物の用途	
1,000 平方メートル未満のもの	工場等のみのも	19,500 円
	その他のもの	85,500 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	工場等のみのも	27,900 円
	その他のもの	112,800 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	工場等のみのも	70,200 円
	その他のもの	181,300 円
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	工場等のみのも	105,400 円
	その他のもの	235,400 円
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	工場等のみのも	131,600 円
	その他のもの	282,500 円
25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	工場等のみのも	163,300 円
	その他のもの	331,500 円
50,000 平方メートル以上のもの	工場等のみのも	226,900 円
	その他のもの	428,100 円

備考

- 「床面積の合計」とは、建築物省エネルギー法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の床面積（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限る。以下この項において同じ。）又は改築（以下この項において「増築等」という。）をする場合において、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を

除く。)の合計をいう。ただし、建築物の増築をする場合において、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 55 条第 1 項に規定する変更の認定を受け、かつ、当該認定を同条第 2 項において準用する同法第 54 条第 8 項の規定により建築物省エネルギー法第 12 条第 3 項の通知書の交付を受けたものとみなしたとき、又は建築物省エネルギー法第 36 条第 1 項に規定する変更の認定を受け、かつ、当該認定を同条第 2 項において準用する建築物省エネルギー法第 35 条第 8 項の規定により建築物省エネルギー法第 12 条第 3 項の通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築する部分以外の部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。

- 2 「建築物の用途」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。
- 3 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。

【別紙 現行】

床面積の合計	金額
2,000平方メートル未満のもの	112,800円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	181,300円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	235,400円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	282,500円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	331,500円
50,000平方メートル以上のもの	428,100円

備考 「床面積の合計」とは、建築物省エネルギー法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となる場合に限る。）において、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第55条第1項に規定する変更の認定を受け、かつ、当該認定を同条第55条第2項において準用する建築物省エネルギー法附則第8条の規定による改正後の都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第8項の規定により建築物省エネルギー法第12条第3項の通知書の交付を受けたものとみなしたとき、又は建築物省エネルギー法第31条第1項に規定する変更の認定を受け、かつ、当該認定を同条第2項において準用する建築物省エネルギー法第30条第8項の規定により建築物省エネルギー法第12条第3項の通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築する部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

寝屋川市手数料条例の一部改正

1 改正理由

『建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律』[建築物省エネ法]の改正に伴い、同法に基づく事務に係る手数料の見直しを行うため、本条例の一部を改正する。

※ 『建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律』の改正（関係部分）

- ① 建築物エネルギー消費性能基準〔建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する基準（経済産業省令・国土交通省令で定める基準）〕への適合義務の対象となる建築物〔特定建築物〕の範囲を、非住宅部分の規模が政令で定める規模（延べ面積が300㎡）以上である建築物に拡大することとされた。（改正前=延べ面積が2,000㎡以上である大規模な建築物）
- ② 所管行政庁（市長）の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画*に係る建築物の容積率の特例を拡充する（容積率の特例の対象に、「複数の建築物の連携による取組」を追加する）こととされた。

⇒ 複数の建築物の省エネ性能を総合的に評価し、高い省エネ性能の実現を促進する。

* 建築物エネルギー消費性能向上計画〔エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画〕が建築物エネルギー消費性能誘導基準（経済産業省令・国土交通省令で定める基準）に適合することについて、所管行政庁（市長）の認定を受けた場合には、建築物の容積率が緩和される。

2 主な改正内容

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収（第12条の3関係）

『建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律』の改正による“特定建築物の範囲の拡大”及び“「複数の建築物の連携による取組」の追加”を受け、ア 特定建築物の規模及び用途に応じた「建築物エネルギー消費性能適合性判定*等の審査に係る手数料」を定める。

* 建築物エネルギー消費性能適合性判定

建築物エネルギー消費性能確保計画〔エネルギー消費性能の確保のための建築物の構造及び設備に関する計画〕（非住宅部分に限る。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定

イ 特定建築物の規模に応じた又は「複数の建築物の連携による取組」に係る「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の審査に係る手数料」を定める。

(2) 附則

ア 施行期日 令和3年4月1日

イ 経過措置

改正後の規定は、施行期日以後の当該審査の申請に係る手数料について適用する。

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市手数料条例

No. 1

改正案	現行
<p>(長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収) 第12条(略) (1)～(4)(略) (5) 建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む建築基準関係規定適合審査の申出に基づく審査1件につき、第1号から第3号までの手数料又は第1号、第2号及び前号の手数料のほか、寝屋川市建築基準法施行条例第5条第1項第3号に規定する手数料の例による同号に規定する額 (6)～(9)(略) (都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収) 第12条の2(略) (1)～(4)(略) (5) 建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む建築基準関係規定適合審査の申出に基づく審査1件につき、第1号から第3号までの手数料又は第1号、第2号及び前号の手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出については、第1号から第3号まで及び次号又は第1号、第2号、前号及び次号の額)のほか、寝屋川</p>	<p>(長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収) 第12条(略) (1)～(4)(略) (5) 建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分を含む建築基準関係規定適合審査の申出に基づく審査1件につき、第1号から第3号までの手数料又は第1号、第2号及び前号の手数料のほか、寝屋川市建築基準法施行条例第5条第1項第3号に規定する手数料の例による同号に規定する額 (6)～(9)(略) (都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収) 第12条の2(略) (1)～(4)(略) (5) 建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分を含む建築基準関係規定適合審査の申出に基づく審査1件につき、第1号から第3号までの手数料又は第1号、第2号及び前号の手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出については、第1号から第3号まで及び次号又は第1号、第2号、前号及び次号の額)のほか、寝屋川</p>

現 行	改 正 案
<p>市建築基準法施行条例第5条第1項第3号に規定する手数料の例による同号に規定する額</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>(1) 法第12条第1項若しくは法第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定 (以下この条において「判定」という。)又は法第12条第2項若しくは法第13条第3項の非住宅部分に係る部分の変更を含むものであるときの判定 (以下この条において「変更の判定」という。)(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画 (法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この条において同じ。)に係る建築物の評価方法 (建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準 (以下この条において「消費性能基準」という。)に適合するか否かの評価の方法をいう。以下この号及び次号において同じ。))が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定若しくは変更の判定 (以下この条において「判定等」という。)に係る建築物の評価方法と同一でないもの又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)に対する審査</p>	<p>市建築基準法施行条例第5条第1項第3号に規定する手数料の例による同号に規定する額</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>(1) 法第12条第1項若しくは法第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定 (以下この条において「判定」という。)又は法第12条第2項若しくは法第13条第3項の非住宅部分に係る部分の変更を含むものであるときの判定 (以下この条において「変更の判定」という。)(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画 (法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この条において同じ。)に係る建築物の評価方法 (建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準 (以下この条において「消費性能基準」という。)に適合するか否かの評価の方法をいう。以下この号及び第3号において同じ。))が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定若しくは変更の判定 (以下この条において「判定等」という。)に係る建築物の評価方法と同一でないもの又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)に対する審査(次号に</p>

改正案	現行
<p>掲げる審査を除く。) 1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>【別紙1 改正案】(88ページ～90ページ)</p> <p>(2) 認定建築物エネルギー消費性向上計画(法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性向上計画をいう。以下この条において同じ。)に係る他の建築物(法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この条において同じ。)の判定等(認定建築物エネルギー消費性向上計画に係る他の建築物が省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準に適合することの確認(登録建築物エネルギー消費性判定機関(法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性判定機関をいう。以下この条において同じ。)による確認を含む。)を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について省令第1条第1項第1号イの基準に適合することの確認を受けるもの又は認定建築物エネルギー消費性向上計画に係る他の建築物が省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することの確認(登録建築物エネルギー消費性判定機関による確認を含む。)を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について省令第1条第1項第1号ロの基準に適合することの確認を受けるものに限る。)に対する審査 1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>【別紙2 改正案(新設)】(93・94ページ)</p>	<p>_____ 1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>【別紙1 現行】(91ページ・92ページ)</p>

改正案	現行
<p>(3) 変更の判定（変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価方法と同一でないもの及び判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものを除く。）に對する審査（前号に掲げる審査を除く。）又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 11 条に規定する書面の交付 1 件又は 1 通につき、第 1 号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に 0.5 を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げた額）</p> <p>(4) 法第 34 条第 1 項の規定による認定の申請（当該認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画（法第 34 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。）に法第 34 条第 3 項各号に掲げる事項（以下この条において「他の建築物に係る事項」という。）を記載しているものに係るものを除く。）又は法第 36 条第 1 項の規定による変更の認定の申請（当該変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画</p> <p>の評価方法（建築物エネルギー消費性能向上計画</p>	<p>(2) 変更の判定（変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価方法と同一でないもの又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものを除く。）に對する審査 又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 11 条に規定する書面の交付 1 件又は 1 通につき、前号 の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に 0.5 を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げた額）</p> <p>(3) 法第 29 条第 1 項の規定による認定の申請</p> <p>又は法第 31 条第 1 項の規定による変更の認定の申請（当該変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画（法第 29 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。）の評価方法（建築物エネルギー消費性能向上計画</p>

改正案		現行	
<p>又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準（以下この条において「性能向上基準」という。）に適合するか否かの評価の方法をいう。以下この号から第12号までにおいて同じ。）が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第34条第1項の認定若しくは法第36条第1項の変更の認定（以下「認定等」という。）に係る建築物の評価方法と同一でないもの又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものであって、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していないものに係るものに限る。）に対する審査1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>		<p>が法第30条第1項各号に掲げる基準（以下この条において「性能向上基準」という。）に適合するか否かの評価の方法をいう。以下この号から第10号までにおいて同じ。）が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第29条第1項の認定又は法第31条第1項の変更の認定（以下「認定等」という。）に係る建築物の評価方法と同一でないもの又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）に対する審査1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>	
認定等の申請に係る建築物	認定等に係る建築物の評価方法	床面積の合計	金額
1 非住宅建築物（住宅（人の居住の用に供する建築物（共用部分を含む。）以下この条において同じ。）以	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの	300平方メートル未満のもの	11,000円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,000円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円

改正案		現行			
外の用途のみ に供する建築 物をいう。以 下この条にお いて同じ。)	2,000 平方メートル 以上 5,000 平方メー トル未満のもの～ 50,000 平方メート ル以上のもの	(略)	2,000 平方メートル 以上 5,000 平方メー トル未満のもの～ 50,000 平方メート ル以上のもの	(略)	
	モデル 建物法 による もの	300 平方メートル未 満のもの 300 平方メートル以 上 1,000 平方メート ル未満のもの 1,000 平方メートル 以上 2,000 平方メー トル未満のもの	99,200 円 126,300 円 166,200 円	モデル 建物法 による もの	300 平方メートル未 満のもの 300 平方メートル以 上 2,000 平方メート ル未満のもの
外の用途のみ に供する建築 物をいう。以 下この条にお いて同じ。)	2,000 平方メートル 以上 5,000 平方メー トル未満のもの～ 50,000 平方メート ル以上のもの	(略)	2,000 平方メートル 以上 5,000 平方メー トル未満のもの～ 50,000 平方メート ル以上のもの	(略)	
	その他 のもの	300 平方メートル未 満のもの 300 平方メートル以 上 1,000 平方メート ル未満のもの 1,000 平方メートル 以上 2,000 平方メー トル未満のもの	259,000 円 324,500 円	その他 のもの	300 平方メートル未 満のもの 300 平方メートル以 上 2,000 平方メート ル未満のもの

改正案		現行	
2～4 (略)	(略)	2～4 (略)	(略)
1,000 平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	418,900 円		
2,000 平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの～50,000 平方メートル以上のもの	(略)	2,000 平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの～50,000 平方メートル以上のもの	(略)

備考

1 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る部分の床面積（共同住宅等又は複合建築物であつて、当該建築物について省令第4条第3項第2号の規定により住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量を算出する場合（以下この条において「共同住宅等の共用部分」を評価しない場合）という。）については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積の合計をいう。ただし、法第36条第1項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに係るものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合）については、当該増加に係る部分の床面積から当該部分に

改 正 案	現 行
<p><u>係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積</u>の合計に、<u>当該増加に係る部分以外の部分の床面積</u>（<u>共同住宅等の共用部分を評価しない場合</u>については、<u>当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積</u>）の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関</p> <p>_____ <u>(2)・(3) (略)</u> 3 (略) 4 第1号の表の備考5の規定は、この表について適用する。</p> <p>_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p>	<p>1 (略)</p> <p>(1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（<u>法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。</u>）</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1号の表の備考2の規定は、この表について適用する。</p> <p>4 「<u>床面積の合計</u>」とは、<u>認定等の申請に係る部分の床面積の合計をいう。ただし、法第31条第1項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合</u>にあっては、<u>当該増加に係る建築物の部分の床面積の合計に、当該増加に係る建築物の部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</u></p> <p>(4) <u>法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該一の建築物の評価方法と同一でないもの、認定等に係る一の建築物の部分の床面積の合計の増加を含むもの又は変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載しているものに係るものに限る。）の場合 前号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</u></p> <p>イ <u>法第36条第1項の規定による変更の認定の申請（当該変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該一の建築物の評価方法と同一でないもの、認定等に係る一の建築物の部分の床面積の合計の増加を含むもの及び変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載しているものに係るものを除く。）の場合 前号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に0.5を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）</u></p> <p>(6) <u>法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（次号から第9号までにおい</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>て「建築基準関係規定適合審査の申出」という。)に対する審査 1 件につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していない場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 法第 35 条第 2 項の規定による申出又は法第 36 条第 2 項において準用する法第 35 条第 2 項の規定による申出 (当該申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物の評価方法と同一でないもの又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに係るものに限る。)に対する審査 第 4 号に規定する手数料の額及び寝屋川市建築基準法施行条例第 5 条第 1 項第 1 号に規定する手数料の例による同号に規定する額</p> <p>(1) 法第 36 条第 2 項において準用する法第 35 条第 2 項の規定による申出 (当該申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物の評価方法と同一でないもの及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに係るものを除く。)に対する審査 第 10 号に規定する手数料の</p>	

改正案	現行
<p><u>額及び寢屋川市建築基準法施行条例第5条第1項第1号に規定する手数料の例による同号に規定する額</u></p> <p>イ <u>申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合</u> 前号に規定する手数料の額及び<u>寢屋川市建築基準法施行条例第5条第1項第1号に規定する手数料の例による同号に規定する額</u></p> <p>(7) <u>構造計算適合性審査を行う建築基準関係規定適合審査の申出に基づく審査(次号及び第9号に規定する審査を除く。)</u> 1件につき、前号に規定する手数料の額及び<u>寢屋川市建築基準法施行条例第5条第1項第2号の例により算定した同号の表の右欄に定める額に相当する額</u></p> <p>(8) <u>構造計算適合性判定を行う建築基準関係規定適合審査の申出に基づく審査(前号及び次号に規定する審査を除く。)</u> 1件につき、第6号に規定する手数料の額並びに<u>構造計算適合性判定が行われる一の建築物ごと(建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分)については、当該建築物の部分ごと)に次の表の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分及び同表の中欄に掲げる構造計算の方法の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額、その額に対する消費税及び地方消費税に相当する金額(その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額)並びに3,300円(同法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書がある場合は第6号に規定する手数料の額)</u></p> <p>【別紙3 改正案(新設)】(95ページ)</p>	<p>(5) <u>構造計算適合性審査を行う建築基準関係規定適合審査の申出に基づく審査(次号及び第7号に規定する審査を除く。)</u> 1件につき、前号の手数料のほか、<u>寢屋川市建築基準法施行条例第5条第1項第2号に規定する手数料の例による同号に規定する額</u></p> <p>(6) <u>構造計算適合性判定を行う建築基準関係規定適合審査の申出に基づく審査(前号及び次号に規定する審査を除く。)</u> 1件につき、第4号の手数料のほか、<u>第12条第4号に規定する同号の手数料の額の算定方法の例により算定した額から同条第1号及び第2号の手数料の額を控除した額</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(7) <u>建築基準法第 87 条の 2</u>に規定する昇降機に係る部分を 含む<u>建築基準関係規定適合審査の申出に基づく審査 1</u> <u>件につき、第 3 号から第 5 号までの手数料又は第 3 号、第</u> <u>4 号及び前号の手数料のほか、寝屋川市建築基準法施行条</u> <u>例第 5 条第 1 項第 3 号に規定する手数料の例による同号</u> <u>に規定する額</u></p> <p>(8) <u>法第 31 条第 1 項の規定による変更の認定の申請（当該</u> <u>変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費</u> <u>性向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性</u> <u>能向上計画の直近の認定等に係る建築物の評価方法と同</u> <u>一でないもの又は認定等に係る建築物の部分の床面積の</u> <u>合計の増加を含むもの</u> ____を除く。）に対する審査 1 件につき、第 3 号の表の左 欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に 0.5 を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数があると きは、これを 100 円に切り上げた額）</p> <p>(9) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行</u> <u>規則第 29 条に規定する書面の交付（当該書面の交付に係</u> <u>る軽微な変更（法第 31 条第 1 項に規定する軽微な変更を</u> <u>いう。以下この条において同じ。）に係る建築物エネルギー</u> <u>消費性能向上計画の評価方法が直近の建築物エネルギー</u> <u>消費性能向上計画の認定等</u>____に係る建築物の評価方法</p>	<p>(9) <u>建築基準法第 87 条の 4</u>に規定する昇降機に係る部分を 含む<u>建築基準関係規定適合審査の申出に基づく審査 1</u> <u>件につき、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、前号又は次</u> <u>号に規定する手数料の額及び寝屋川市建築基準法施行条</u> <u>例第 5 条第 1 項第 3 号に規定する手数料の例による同号</u> <u>に規定する額</u></p> <p>(10) <u>法第 36 条第 1 項の規定による変更の認定の申請（当該</u> <u>変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費</u> <u>性向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性</u> <u>能向上計画の直近の認定等に係る建築物の評価方法と同</u> <u>一でないもの及び認定等に係る建築物の部分の床面積の</u> <u>合計の増加を含むものであって、当該建築物エネルギー消</u> <u>費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している</u> <u>ものを除く。）に対する審査 1 件につき、第 4 号の表の左</u> <u>欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に</u> <u>0.5 を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数があると</u> <u>きは、これを 100 円に切り上げた額）</u></p> <p>(11) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行</u> <u>規則第 29 条に規定する書面の交付（当該書面の交付に係</u> <u>る軽微な変更（法第 36 条第 1 項に規定する軽微な変更を</u> <u>いう。以下この条において同じ。）に係る建築物エネルギー</u> <u>消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネル</u> <u>ギー消費性能向上計画の認定等</u>____に係る建築物の評価方法</p>

改正案		現行	
<p>と同一であるものを除く。) 当該書面の交付の申請に係る一の建築物ごとに、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>		<p>と同一であるものを除く。) 1通につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>	
区分	金額	区分	金額
書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1 登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に対応するに認められたもの	1,000平方メートル未満のもの 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 50,000平方メートル以上のもの	1 登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に対応するに認められたもの	5,000平方メートル未満のもの 91,600円
2 その他	126,300円	2 その他	269,000円
モデル建物法によるもの		モデル建物法によるもの	

改正案		現行	
	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満の もの	166,200 円	
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満の もの	269,000 円	
その他のもの	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満 のもの～50,000 平方メー トル以上のもの	(略)	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満 のもの～50,000 平方メー トル以上のもの (略)
	1,000 平方メートル未満の もの	324,500 円	5,000 平方メートル未満の もの 597,700 円
	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満の もの	418,900 円	
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満の もの	597,700 円	
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満 のもの～50,000 平方メー トル以上のもの	(略)	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満 のもの～50,000 平方メー トル以上のもの (略)

現 行	改 正 案																								
<p>備考 第1号の表の備考2並びに第3号の表の備考1及び2の規定は、この表について適用する。</p> <p>(10) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る建築物の評価方法と同一であるものに限る。）1通につき</p> <p>一、前号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に0.5を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）</p> <p>(11) 法第36条第1項の規定による認定の申請に対する審査1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>	<p>備考 第1号の表の備考5並びに第4号の表の備考2及び備考3の規定は、この表について適用する。</p> <p>(12) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る建築物の評価方法と同一であるものに限る。）当該書面の交付に係る一の建築物ごとに</p> <p>一、前号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に0.5を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）</p> <p>(13) 法第41条第1項の規定による認定の申請に対する審査1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定の申請に係る建築物</td> <td>認定に係る建築物の評価方法</td> <td>認定の申請に係る部分の床面積の合計</td> </tr> <tr> <td>1 非住宅建築物</td> <td>登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたの又は適合判定</td> <td>300平方メートル未満のもの 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>11,000円 30,700円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		金 額	認定の申請に係る建築物	認定に係る建築物の評価方法	認定の申請に係る部分の床面積の合計	1 非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたの又は適合判定	300平方メートル未満のもの 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			11,000円 30,700円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定の申請に係る建築物</td> <td>認定に係る建築物の評価方法</td> <td>認定の申請に係る部分の床面積の合計</td> </tr> <tr> <td>1 非住宅建築物</td> <td>登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたの又は適合判定</td> <td>300平方メートル未満のもの 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>11,000円 19,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		金 額	認定の申請に係る建築物	認定に係る建築物の評価方法	認定の申請に係る部分の床面積の合計	1 非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたの又は適合判定	300平方メートル未満のもの 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの			11,000円 19,000円
区 分		金 額																							
認定の申請に係る建築物	認定に係る建築物の評価方法	認定の申請に係る部分の床面積の合計																							
1 非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたの又は適合判定	300平方メートル未満のもの 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの																							
		11,000円 30,700円																							
区 分		金 額																							
認定の申請に係る建築物	認定に係る建築物の評価方法	認定の申請に係る部分の床面積の合計																							
1 非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたの又は適合判定	300平方メートル未満のもの 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの																							
		11,000円 19,000円																							

改正案		現行	
通知書等により 消費性能基準に 適合することが 確認できるもの	1,000平方メートル 以上2,000平方メー トル未満のもの	30,700円	
	2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの～ 50,000平方メー トル以上のもの	(略)	(略)
その他の もの	300平方メートル未 満のもの	99,200円	300平方メートル未 満のもの
	300平方メートル以 上1,000平方メー トル未満のもの	126,300円	300平方メートル以 上2,000平方メー トル未満のもの
その他の もの	1,000平方メートル 以上2,000平方メー トル未満のもの	166,200円	
	2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの～ 50,000平方メー トル以上のもの	(略)	2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの～ 50,000平方メー トル以上のもの
その他の もの	300平方メートル未 満のもの	259,000円	300平方メートル未 満のもの
			その他 のもの

改正案		現行	
2 一戸建ての住宅	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	418,900 円
	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	(略)
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル以上のもの	50,000 平方メートル以上のもの	5,600 円
2 一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することができるもの	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することができるもの	5,600 円
	仕様基準に よるもの	仕様基準に よるもの	(略)
	その他のもの	その他のもの	(略)

改正案		現行	
3 共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの	300 平方メートル未満のもの～50,000 平方メートル以上のもの
4 (略)	(略)	仕様基準によるもの その他	300 平方メートル未満のもの～50,000 平方メートル以上のもの
3 共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの	300 平方メートル未満のもの～50,000 平方メートル以上のもの
4 (略)	(略)	仕様基準によるもの その他	300 平方メートル未満のもの～50,000 平方メートル以上のもの
4 (略)	(略)	仕様基準によるもの その他	300 平方メートル未満のもの～50,000 平方メートル以上のもの

備考

備考

1 「床面積の合計」とは、認定の申請に係る部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合又は住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

改 正 案	現 行
<p>4 「<u>適合判定通知書等</u>」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 法第12条第6項に規定する<u>適合判定通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証</u>（以下この条において「<u>検査済証</u>」という。）</p> <p>(2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第25条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る書面及び検査済証</u></p> <p>(3) <u>都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る書面及び検査済証</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 「<u>仕様基準等</u>」とは、次の各号に掲げる基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認することをいう。</p> <p>(1) <u>住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に</u></p>	<p>4 (略)</p> <p>5 「<u>仕様基準</u>」とは、<u>住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）に規定する基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認することをいう。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準</p> <p>(2) <u>省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)の基準</u></p> <p>(3) <u>省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)の基準</u></p> <p>(14) <u>法第35条第1項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)</u>又は<u>法第41条第2項の認定を受けたことを証する書面の交付 1通につき980円</u></p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の寢屋川市手数料条例第12条の3の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。</p>	

【別紙1 改正案】

区 分		床面積の合計	金 額
判定等に係る 建築物の用途	判定等に係る 建築物の評価 方法		
1 工場等の みのもの	モデル建物法 によるもの	300平方メートル未満のもの	21,600円
		300平方メートル以上1,000平方 メートル未満のもの	30,400円
		1,000平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの	43,000円
		2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの	108,400円
		5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	163,200円
		10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	202,800円
		25,000平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの	251,500円
		50,000平方メートル以上のもの	349,700円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	26,200円
		300平方メートル以上1,000平方 メートル未満のもの	35,400円
		1,000平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの	49,100円
		2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの	116,000円
		5,000平方メートル以上10,000平	171,600円

		方メートル未満のもの	
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	211,900 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	262,100 円
		50,000 平方メートル以上のもの	362,600 円
2 その他のもの	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの	99,200 円
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	126,300 円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	166,200 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	269,000 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	351,100 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	421,900 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	495,000 円
		50,000 平方メートル以上のもの	641,100 円
	その他のもの	300 平方メートル未満のもの	259,000 円
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	324,500 円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	418,900 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	597,700 円

	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	736,200 円
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	870,100 円
	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	992,600 円
	50,000 平方メートル以上のもの	1,237,700 円

備考

- 1 「建築物の用途」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。
- 2 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限る。）又は改築（以下この項において「増築等」という。）の判定等であつて、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この条において「省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。第 3 号の表において同じ。）の合計をいう。ただし、変更の判定の申請（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- 3 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。
- 4 「モデル建物法」とは、省令第 1 条第 1 項第 1 号口の基準に適合することを確認することをいう。
- 5 床面積の算定方法は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に定めるところによる。

【別紙1 現行】

区 分		金 額
判定等に係る建築物 の評価方法	床面積の合計	
1 モデル建物法に よるもの	2,000平方メートル未満のもの	166,200円
	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	269,000円
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	351,100円
	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	421,900円
	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	495,000円
	50,000平方メートル以上のもの	641,100円
2 その他のもの	2,000平方メートル未満のもの	418,900円
	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	597,700円
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	736,200円
	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	870,100円
	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	992,600円
	50,000平方メートル以上のもの	1,237,700円

備考

- 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省国土交通省令第1号。以下この条において「省令」という。）第1条第1項第1号口の基準に適合することを確認することを

いう。

- 2 床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。
- 3 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更の判定（判定等に係る建築物の部分の床面積の増加を含むものに限る。）を受ける場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。

【別紙2 改正案（新設）】

区 分		金 額
判定等の区分	床面積の合計	
1 判定	1,000平方メートル未満のもの	19,000円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円
	50,000平方メートル以上のもの	319,900円
2 変更の判定	300平方メートル未満のもの	6,100円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,100円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,400円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	73,100円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	92,100円
	25,000平方メートル以上50,000平方	114,900円

	メートル未満のもの	
	50,000 平方メートル以上のもの	160,600 円

備考

- 1 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更の判定（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）を受ける場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- 2 前号の表の備考 5 の規定は、この表について適用する。

【別紙3 改正案（新設）】

床面積の合計	構造計算の方法	金額
200 平方メートル以内のもの	大臣認定プログラム	88,700 円
	大臣認定プログラム以外のもの	117,100 円
200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	大臣認定プログラム	100,100 円
	大臣認定プログラム以外のもの	140,000 円
500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	大臣認定プログラム	111,600 円
	大臣認定プログラム以外のもの	162,800 円
1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	大臣認定プログラム	123,000 円
	大臣認定プログラム以外のもの	185,700 円
2,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	大臣認定プログラム	139,600 円
	大臣認定プログラム以外のもの	221,900 円
10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以内のもの	大臣認定プログラム	176,000 円
	大臣認定プログラム以外のもの	294,700 円
50,000 平方メートルを超えるもの	大臣認定プログラム	297,600 円
	大臣認定プログラム以外のもの	541,300 円

備考

- 「床面積の合計」とは、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の合計をいう。ただし、確認済証の交付を受けた建築物（構造計算適合性判定を受けたものに限る。）の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合については、申請に係る構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の合計（床面積の合計の増加する部分がある場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計を加えた面積）の2分の1の面積とする。
- 「大臣認定プログラム」とは、建築基準法第20条第1項第2号イに規定するプログラム又は同項第3号イに規定するプログラムをいう。

(議案第 19 号関係)

寝屋川市立公民館条例の廃止

1 廃止理由

寝屋川市立中央公民館を、令和2年度限りで廃止することから、本条例を廃止する。

2 附則

- (1) 施行期日 令和3年4月1日
- (2) 『寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例』の一部改正
「寝屋川市立公民館指定管理者選定委員会」を削る。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

(議案第 28 号関係)

包 括 外 部 監 査 契 約 の 締 結

契約の相手方の略歴・実績 別紙 1

監査委員の意見聴取 別紙 2

監査委員の意見 別紙 3

[根拠法令]

地方自治法第 252 条の 36 第 1 項

別紙1

包括外部監査契約の相手方の略歴・実績

住 所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 氏 名 玉 置 寿 子 (たまき としこ)
 生年月日 XXXXXXXXXX

略 歴 (包括外部監査人に係る履歴を除く。)

平成元年 10月	神戸大学経営学部卒業
平成5年 4月	太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所
平成21年 4月	公認会計士登録
平成22年 3月	大阪府監査委員事務局(任期付職員) 〔この間、当該監査法人を退所〕
現 在	EY新日本有限責任監査法人 シニアマネージャー

包括外部監査人・包括外部監査補助者としての実績

平成23年度	奈良市包括外部監査人 〔テーマ〕 公有財産(不動産)に係る事務執行について
平成24年度	奈良市包括外部監査人 〔テーマ〕 過去の包括外部監査の措置状況について
平成25年度	奈良市包括外部監査人 〔テーマ〕 指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について
平成27年度	豊中市包括外部監査人 〔テーマ〕 一般会計等における委託契約に係る事務の執行について
	高槻市包括外部監査補助者 〔テーマ〕 高齢者福祉に関する事務の執行について
平成28年度	高槻市包括外部監査補助者 〔テーマ〕 子ども・子育て支援に関する事務の執行について
平成29年度	高槻市包括外部監査補助者 〔テーマ〕 インフラ施設を中心とする公共施設等に関する事務の執行について
令和元年度	寝屋川市包括外部監査人 〔テーマ〕 委託契約に関する事務の執行について
令和2年度	寝屋川市包括外部監査人 〔テーマ〕 水道事業に関する事務の執行について

監 第 994 号
令和2年12月9日



寝屋川市代表監査委員
九鬼 康夫 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔



令和3年度包括外部監査契約の締結について（協議）

令和3年度包括外部監査契約の締結に当たり、地方自治法第252条の36第1項の規定により、監査委員の御意見をお伺いいたします。

記

1 契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告のため。

2 契約の相手方

(1) 住所



(2) 氏名

玉置 寿子

(3) 資格

公認会計士（登録 平成5年4月23日 第11504号）

(4) その他

地方自治法第252条の28第3項に関する欠格事由がない方であります。

3 契約の始期

令和3年4月1日

4 契約の金額

金8,195,000円を上限とする額

5 契約金の算定方法

別表のとおり

6 契約金の支払方法

監査の結果に関する報告書提出後に一括して支払う。



別 表

<p>執務費用</p>	<p>執務費用は、次の包括外部監査人執務費用及び補助者執務費用の合算額とする。</p> <p>(1) 包括外部監査人執務費用 包括外部監査人が監査に要した執務日数に 105,000 円を乗じた金額とする。 ただし、執務日数は、包括外部監査人の執務時間の合計を 7 で除して得た数とする。なお、執務日数に端数が生じたときは、端数が 0.5 以上のときは切り上げて、端数が 0.5 未満のときは切り捨てるものとする。 また、執務費用の対象となる執務は、寝屋川市が指定する場所で執務した場合（調査対象施設への現地調査やヒアリング、報告書に係る市長等への提出等を含む。）に限る。ただし、寝屋川市が指定する場所以外で執務する場合は、寝屋川市の承認を受けた場合限り、執務日数に加えるものとする。</p> <p>(2) 補助者執務費用 外部監査人補助者が監査の事務の補助に要した執務日数に 105,000 円を乗じた金額とする。 ただし、執務日数は、外部監査人補助者の執務時間の合計を 7 で除して得るものとする。なお、執務日数に端数が生じたときは、端数が 0.5 以上のときは切り上げて、端数が 0.5 未満のときは切り捨てるものとする。 また、執務費用の対象となる執務は、寝屋川市が指定する場所で執務した場合（調査対象施設への現地調査やヒアリング、報告書に係る市長等への提出等を含む。）に限る。ただし、寝屋川市が指定する場所以外で執務する場合は、寝屋川市の承認を受けた場合限り、執務日数に加えるものとする。</p>
<p>諸経費</p>	<p>100,000 円</p> <p>諸経費は、交通費、通信費、その他一切の事務費を含む。</p>

※ 上記の金額には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。



監 第 995 号
令和2年12月28日

寝屋川市長 広瀬慶輔様

寝屋川市監査委員

九鬼康夫



廣岡芳樹



井川晃



令和3年度包括外部監査契約の締結に係る意見について

令和2年12月9日付監第994号により令和3年度包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、意見を求められたため、下記のとおり意見を述べます。

記

本件契約を締結することに異議ありません



(議案第 29 号関係)

市 道 の 廃 止

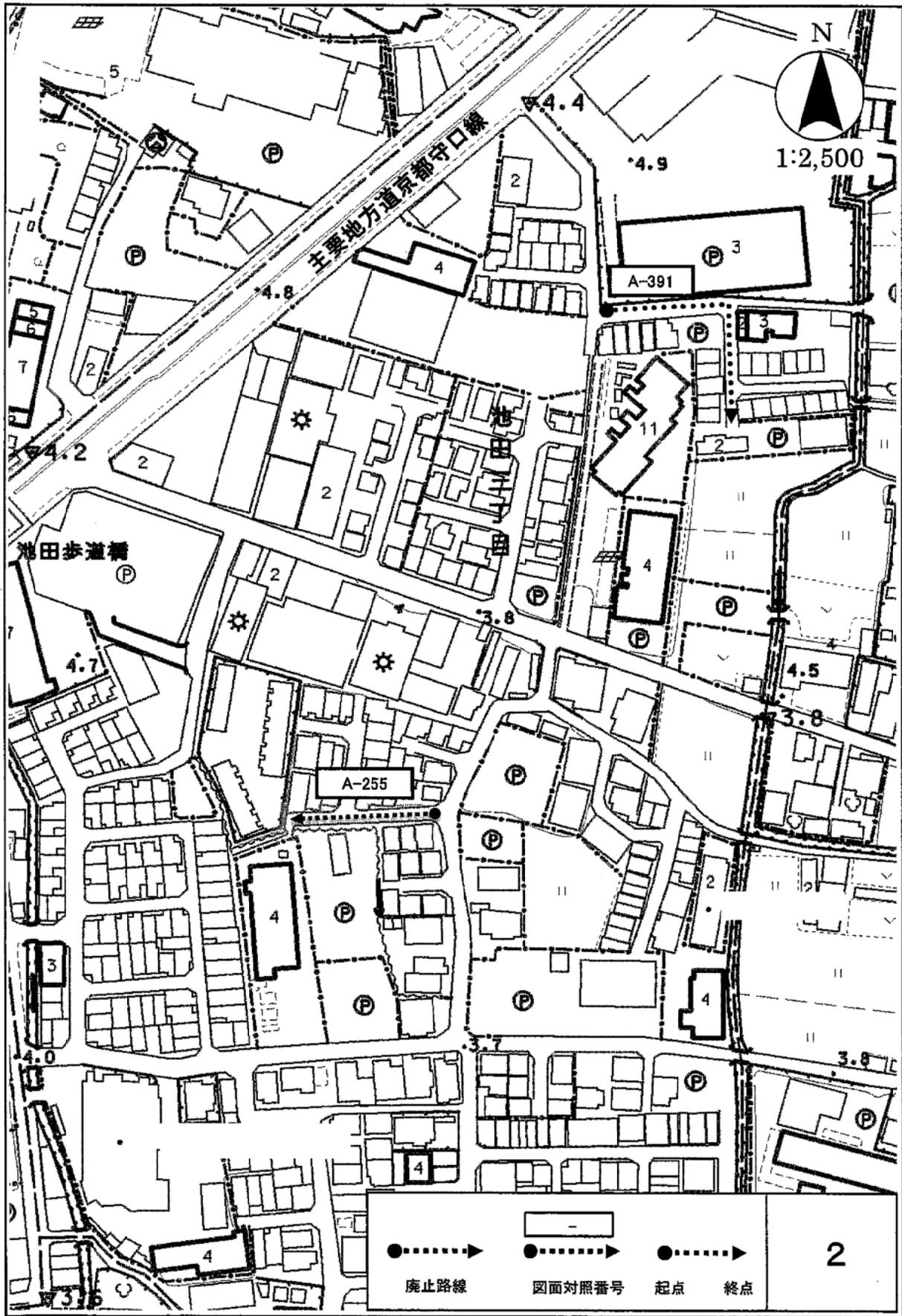
区 分	総 延 長	路 線 数
廃 止 予 定 数 値	353.90 m	4 路線
現 在 数 値	322,076.94 m	2,050 路線
廃 止 後 予 定 数 値	321,723.04 m	2,046 路線

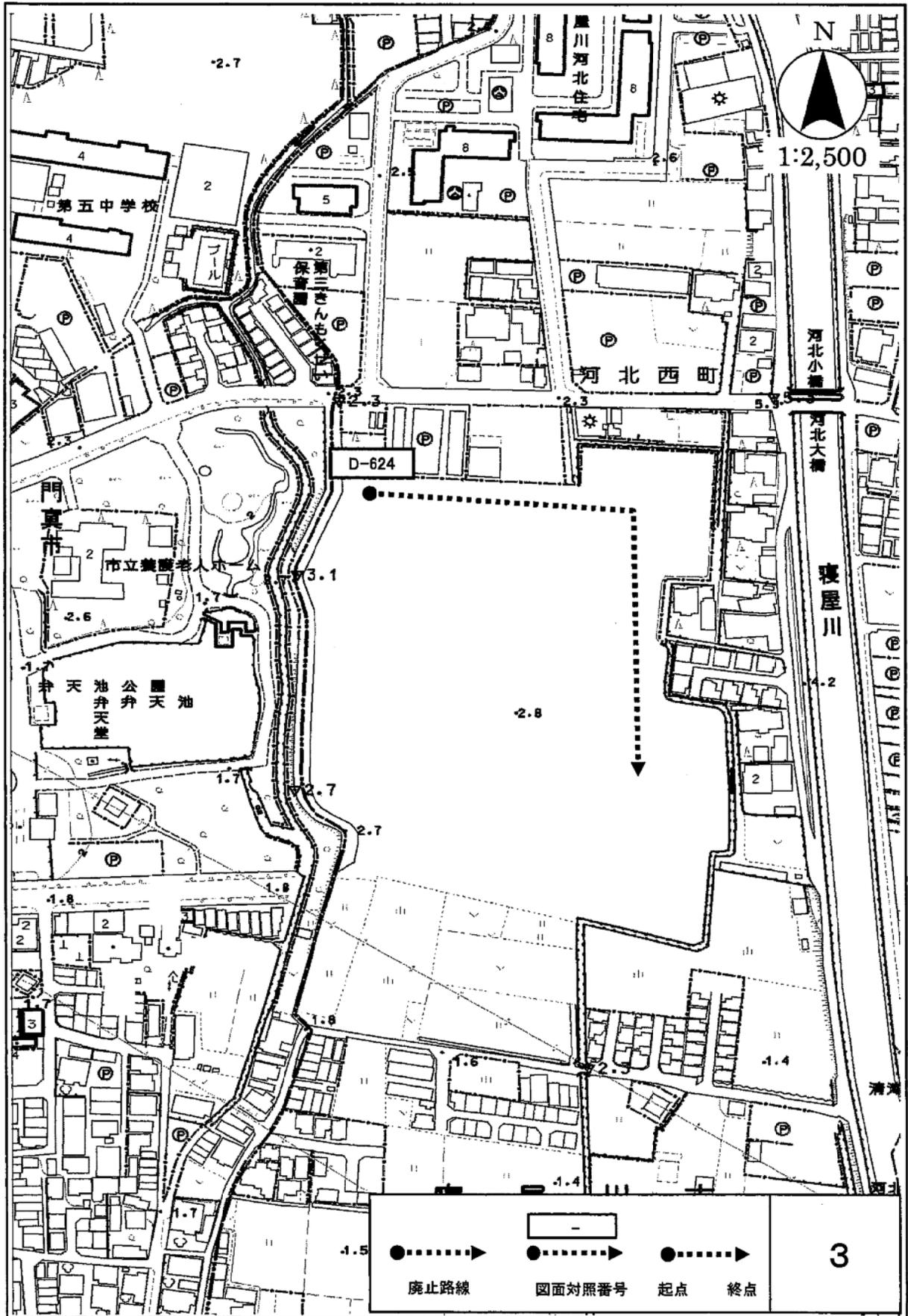
〔根拠法令〕

道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項

図面 対照 番 号	路 線 名	延 長 (m)	幅員 (m)		備 考	図 面 頁
			最 小	最 大		
A-185	石津中町12号線	20.80	4.70	4.70	終点の変更による	1
A-255	池田三丁目2号線	53.10	4.65	4.70	終点の変更による	2
A-391	池田三丁目20号線	84.30	4.69	4.71	終点の変更による	
D-624	河北西22号線	195.70	6.7	6.7	終点の変更による	3







(議案第 30 号関係)

市 道 の 認 定

区 分	総 延 長	路 線 数
認 定 予 定 数 値	2,793.50 m	28 路線
廃 止 予 定 数 値	353.90 m	4 路線
現 在 数 値	322,076.94 m	2,050 路線
廃 止 後 予 定 数 値	321,723.04 m	2,046 路線
認 定 後 予 定 数 値	324,516.54 m	2,074 路線

[根拠法令]

道路法第8条第2項

図面対照 番号	路線名	延長 (m)	幅員 (m)		備考	図面頁
			最小	最大		
A-185	石津中町12号線	41.30	4.70	4.70	終点の変更による	1
A-255	池田三丁目2号線	116.70	4.65	4.70	終点の変更による	2
A-391	池田三丁目20号線	88.30	4.69	4.71	終点の変更による	
A-674	池田本町23号線	20.90	4.70	4.70	民間開発による	3
A-675	田井町20号線	57.90	4.70	4.70	民間開発による	4
A-676	葛原新町8号線	108.80	5.00	5.00	民間開発による	5
A-677	太間町25号線	33.30	4.71	4.71	民間開発による	6
B-335	境橋8号線	89.60	4.70	4.70	民間開発による	7
B-336	郡元町11号線	19.60	4.70	4.70	民間開発による	8
D-624	河北西22号線	625.80	5.00	6.70	終点の変更による	9
D-662	河北西27号線	156.60	5.70	5.70	民間開発による	
D-663	河北西28号線	171.30	5.70	5.70	民間開発による	
D-664	河北西29号線	66.80	5.70	5.70	民間開発による	
D-665	河北西30号線	66.90	5.00	5.00	民間開発による	

図面 対照 番 号	路 線 名	延長 (m)	幅員 (m)		備 考	図面頁
			最小	最大		
D-666	河北西31号線	17.70	5.00	5.00	民間開発による	9
D-667	河北西32号線	61.50	6.70	6.70	民間開発による	
D-668	河北西33号線	228.60	5.00	5.70	民間開発による	
D-669	河北西34号線	75.80	5.70	5.70	民間開発による	
D-670	河北西35号線	72.80	5.70	5.70	民間開発による	
D-671	河北西36号線	31.40	5.00	5.00	民間開発による	10
D-672	河北西37号線	33.20	4.70	4.70	民間開発による	
D-673	打上南町5号線	147.90	9.00	9.00	民間開発による	11
D-674	堀溝一丁目8号線	246.40	4.70	5.00	他課からの所属替えによる	12
D-675	堀溝一丁目9号線	44.00	5.00	5.00	他課からの所属替えによる	
D-676	堀溝一丁目10号線	55.20	4.79	4.79	他課からの所属替えによる	
D-677	堀溝一丁目11号線	61.10	4.70	4.70	他課からの所属替えによる	
D-678	堀溝一丁目12号線	23.40	4.70	4.70	他課からの所属替えによる	
D-679	太秦中16号線	30.70	5.00	5.00	民間開発による	13

